

子ども救済事業から子ども保護事業への展開

——石井十次の家族と学校に関する思想と実践を通じて——

稲井 智 義

はじめに

本稿の目的は、1890年頃から1910年頃の日本の子ども救済事業と子ども保護事業の内部において、家族と学校に関する思想と実践がどのように変化し、連続していたかを明らかにすることである。この課題の検討に際して、本稿が対象とするのは、「孤児院」の名称を掲げた日本で最初の施設である岡山孤児院を1887年9月に設立し、1909年7月にその附属事業として大阪初の保育所と市内で三校目の夜学校を開設した石井十次¹⁾ (1865-1914) の思想と実践の形成と再編の過程である。

子どもの救済と保護の歴史は従来、社会福祉学の対象とされてきた。しかし、近年の他領域の研究からこれまでの研究への批判が出され、また、ここ半世紀の欧米の家族や子どもの歴史研究では、別の観点からその検討がなされている。そのため以下では、通説とそれへの批判を確認しつつ、欧米の研究動向も参照したうえで、本論の課題を述べる。

まず、日本の社会福祉史研究は経済変動に対応する段階論によって社会福祉の展開を理解し、子どもを対象とする施設と政策に言及してきた。この段階的理解を代表する大著『日本社会福祉史』(1986年)をまとめた池田敬正によれば、戦前日本の社会福祉は明治初頭から第一次大戦期までの「慈恵政策」と「慈善事業」を経て、戦間期の「社会事業」と戦時下の「厚生事業」へと展開した²⁾。また、古川孝順はこれと同様の枠組みで、慈恵政策と慈善事業として展開された「児童救済」を、社会事業や厚生事業の時代における「児童保護」や「児童福祉」の政策によって「やがて否定されるべき前史」と位置づけた³⁾。

しかしながら、このような理解に対して、近年、二つの批判が出されている。第一の批判は慈善事業の理解に関わっている。近代イギリスの「チャリティ／フィランソロピー」(当時はほぼ同義)を検討した金澤周作は、池田の著作を段階論的理解の集大成のひ

とつとして挙げながら、「実際、わが国の福祉国家研究ではながらく、近代のチャリティは、救済法行政と曖昧な仕方では抱き合わせにされて、社会事業段階と福祉国家段階に先行する、やがては乗り越えられるべき、福祉の『自由主義段階』として理解されてきた」とまとめている⁴⁾。この見直しになれば、慈善事業を自由主義段階の現象にとらえるだけでは不十分である。さらに、この指摘は欧米の子どもの歴史研究の動向とも合致する。その動向を整理したカニンガムは、1830年頃から1920年頃にかけてのヨーロッパにおいて、子ども救済・保護事業の担い手の中心が博愛主義者から国家へ移行したと指摘した⁵⁾。この視点もまた、博愛主義者が先導した子ども救済・保護事業を、国家による子どもに対する事業と政策との連続においてとらえ、前者のなかにある後者を準備する側面を見ようとしている。したがって、日本で1890年頃から博愛主義者が先導した子ども救済事業を、日露戦争後に台頭する子ども保護事業との関連のなかでとらえることが必要となる。

そして、第二の批判は社会福祉の構造に対する理解に関わっている。この点について、1990年代以降に行われた、戦間期日本の子ども保護事業の言説研究は、従来の段階論的で進歩主義的な理解に対して、この事業が持つ家族に対して介入する構造への注目がなかったと批判した⁶⁾。無論、これらの研究は1910年頃から組織される社会事業の研究会の機関誌を主に用いたという資料上の制約から、子ども救済事業を検討していない。しかし、これらに着想を与え、近代フランスにおける「子どもの保護複合体」の勃興過程を分析したドンズロは、子ども救済事業の段階から着目して、社会と家族が相互に影響を与えていると論じていた⁷⁾。さらにその指摘を受けつつ、1985年までの欧米の家族史研究の動向を概観したギティンスは、家父長制的な権威と世帯の理念がさまざまな施設に吹き込まれたことを、「社会施設の家族化」とまとめた⁸⁾。これらの指摘を受けて、本稿は孤

児院や保育所のような子どもを対象にする福祉施設における「家族」の概念の意味を明らかにする。

以上の論点をまとめれば、本稿の課題は、第一に子ども救済事業と子ども保護事業の関係を検討すること、第二にそれらの施設における家族の概念の意味を問うことである。ただし、アリエスが子ども観の社会史研究の古典において、「家族と学校とは一緒になって、大人たちの世界から子供をひきあげさせた」⁹⁾と指摘したように、学校教育をも検討の対象に据えつつ、家族と学校の間を、子ども救済・保護事業においても検討する余地がある。特に本稿では、乳幼児や青少年を対象にした養育院や感化院とは異なって、学齢期の子どもを救済した孤児院を検討するため、この点はより重要な意味を持つ。

これらの課題を踏まえて、つぎに石井十次と岡山孤児院・大阪事業に関する研究の検討に入ることができる。しかし、従来、教育史研究では石井十次や岡山孤児院の扱いは断片的なものにとどまり、特に家族と学校に注目する分析は、石井・岡山孤児院研究においても決して十分とはいえない。たとえば一方で、思想史家の武田清子はベスタロッチ受容の先駆的な検討のなかで、石井の教育観に家庭や労働の重視という共通点があったと指摘していた¹⁰⁾。他方で、キリスト教社会福祉史家の細井勇はベスタロッチ受容以前に西洋の自由主義教育思想の受容があったと指摘した¹¹⁾。いずれの研究にせよ、石井の思想と実践における家族と学校の間とその変容の分析が欠落し、また、慈善事業から社会事業への段階的発展を暗黙の前提とするため、子ども救済・保護事業に内在する連続性が検討できていないのである。

また、石井が1909年7月に大阪で始めた保育所と夜学校についても同様の課題がある。保育史研究では、大阪初の保育所として注目されるため、夜学校の分析がなく、1918年に岡山孤児院から独立した石井記念愛染園が自由主義的保育をし、この事業を引き継いだ富田象吉(1878-1943、1907年12月から院職員)が石井の自由主義的教育論を継承したと指摘されるに留まっている¹²⁾。

以上の動向に基づき、本稿では、石井十次の家族と学校に関する思想と実践として、前期(1887-1904)と後期(1905-)の岡山孤児院と大阪事業(1909-)を各節で検討する。ただし、本稿は子ども救済・保護事業およびその内部の家族と学校の間という観点からの基礎的な試みのため、大幅な対象の限定が

必要である。1節では、前期岡山孤児院が子どもに「家族」代わりの養育と学校教育を受けさせていたことを示し、当時の子ども救済制度との差異を明らかにする。2節では、後期岡山孤児院における養育と教育の変化の過程を明らかにし、その変化の象徴として、石井がルソーの『エミール』を思想的基盤としたことを示す。前期と後期を通じて、岡山孤児院の養育と石井の家族観については、院長の石井と女性職員および院児の「家族的」な関係に注目する。ただし、院内の「家族的」な関係とは、あくまでも擬制的なものであった。また、岡山孤児院の教育と石井の学校観については、子どもの性差にも留意し、教育内容と選抜方法および院児の進路に注目する。3節では、まず保育所と夜学校の設立経緯と運営が家族問題と密接に関わっていたことを、つぎに「救済」と「子ども」の概念との関連から、石井のなかで岡山孤児院と大阪事業が矛盾しなかったことを明らかにし、最後に両者の連続性の意味に言及する。

なお本稿では、石井十次の『日誌』(翻刻版)¹³⁾を中心に適宜、岡山孤児院・大阪事業関連の史料を用いる。『日誌』は従来の研究とは異なり、養育や教育、家族や学校に関する箇所に注目する。また、石井の『日誌』の特徴は「所感」と題して、類似したことや相反することを書き残しながら、着想を深めたことにある。そのため本稿では、当時の認識を代表する文言に限定して引用し、『日誌』からの引用は、本文中の括弧内に年月日を記す。

1節 前期岡山孤児院における家族と学校

石井十次は1887年4月20日に寡婦から男児を預かり、9月22日に「孤児教育会」(後に岡山孤児院に改名)を設立した。また、当時の院の目的は「究困の孤児六歳以上の者を集め満十五歳迄之れを教養する事」(8月19日)であった。この「教養」とは、その草案に「教養育」(8月3日)とあるように、教育と養育をあわせた言葉であった。

子どもの教育と養育を目的とした岡山孤児院では、設立から1888年9月まで、教師を雇い公立小学校に準ずる教育をした¹⁴⁾。その後「断然孤児院の生徒を小学校に通学せしめ孤児院は真正の孤児家族的院と改良せり」(1888年9月29日)というように、院内での普通教育がなくなり、院児を地元の小学校に通わせる「家族的」な施設となった。またその前日に

は、院の「職分」を「孤児のために応分の義捐金をなし孤児院を立てて孤児の家族」となって、「其の父母に代り神様に代りてキリストに代りて聖霊の神様と共に其の御支配下に養育と感化とをなす」(1888年9月28日) こととした。すなわち「家族的」な施設とは、キリスト教の影響があったとはいえ、石井や職員が子どもの「父母」に代わって「孤児の家族」¹⁵⁾になることを意味していた。このように石井は設立当初から、子どもが擬似家族による養育と学校教育を受ける施設を構想していたのである。

ただし、1890年11月に全院児を退学させ、昼間に職業訓練し、夜に読み書きの教育をした¹⁶⁾。この時期だけは、学校教育が軽視される例外であった。そして、1894年の院内でのコレラの蔓延という失敗を経て、1897年12月に院附属私立尋常高等小学校を開校し、院での学校教育が再び始まった。

(1) 前期岡山孤児院における擬似家族と養育

それでは、前期岡山孤児院における擬似家族と養育とはどのようなものであったか。院内の家族の第一の特徴は、性別役割分業である。石井が「青年男子及び男子院役者は外部に出でて働き之れに由つて留守番をなせる婦人院役者及び少年幼年の弟妹等を養育す之れ実に理想的の一大家族にあらずや」(1898年10月28日) と記したように、男性職員や若い院男児は院外の仕事、つまり、職員が事務や附属小学校で、若い院男児の多くが後述する農工商家で働いた。それに対して、養育を担当したのは女性職員と年長の男女児であった。

第二に上記の引用のように、その家族とは「大家族」であった。これは石井と妻品子・後妻辰子が院児から「おとうさん・おかあさん」と呼ばれていたことに象徴される。このきっかけは1890年1月9日の長女友子の誕生であり、その子が産まれ、院生活を過ごすなかで、院児もそのように呼ぶようになった¹⁷⁾。『日誌』にもその痕跡がある。濃尾地震が発生した1891年10月28日の数日後、ある女児は石井に「おとーさんあの預け置きし金〔小遣い〕六錢八厘」(11月1日)を寄付したいと申し出た。つまり「大家族」では、石井が父親で、石井の妻が母親とされていたのである。ただし、養育を担う女性職員は「保母」と称されることもあったが¹⁸⁾、前期では基本的に「婦人」という職名で定着した。このように前期では、性別役割分業に基づく「大家族」のなかで、石井の

妻や女性職員が主に子どもの養育にあっていた。

しかし、院児が増加するなかで女性職員が十分に増えなかったため、彼女たちだけでは養育できなかった。そこで、子どもも養育を担うように、制度が徐々に組織された。1891年3月、「曹長」と「組長」の選出をするために、105人の院児(男子70人、女子35人)のなかから曹長を一人選び、また全院児が六組に分けられた¹⁹⁾。その後、男女別に幼年部、少年部、青年部に分けられ、石井は「養育部の編制は軍隊組織にして五人に伍長あり、二十人に曹長あり、曹長の上に世話人あり、各その責任を分担」すると定めた²⁰⁾。つまり、この組分けは年齢毎に小集団を作り、人数に応じて伍長や曹長という院児の代表者を決めるものであり、養育の責任は曹長と女性の世話人で分担した。本稿では、これを曹長制度と呼ぶ。

このような曹長制度に加えて、子どもの生活は「お父さん」である石井の監督の下にあった。たとえば、「曹長会議」(週に1回程度、男女別)も定期的に開かれ、石井が不定期²¹⁾に「巡視」していた。

さらに曹長制度下の子どもの生活は、男女で異なっていた。男子部では、「世話人／男子部には二組毎に一人の夫人を置き衣類の世話をなさしむ」として、世話人が衣類の洗濯や裁縫をした。これに対して女子部では、女子曹長がそれらを担当した²²⁾。また、年長の女子は一室に「幼児五名と曹長一名づつ住居」し、幼児の世話(着替え、洗顔、食事の給仕など)をするようになった²³⁾。以上のような女性の世話人と曹長、年長の女子による養育が、1905年まで続いたのである。

(2) 前期岡山孤児院における学校と教育

石井は教育に関連して、つぎのような「孤児の資格」を目標に掲げた。「○世間に出すべき孤児の資格(一)健康なる身体(二)普通の教育(尋常科或ひは高等科)(三)一の職業」(1893年6月8日)。つまり前期では、普通教育と一つの職業を身につけるための職業訓練がなされ、これは前期と後期を通じて、また、男女ともに共通であった。

この職業訓練について、石井は男子の「実業部」には「活版事業」と「理髪事業」を、また女子のそれには「裁縫科」と「看病婦科」を設置し、「而して女子は普通学及び裁縫専修科を終えたるものは看病婦学校或ひはキリスト教信者の家族の婢たらしめん」(1893年8月9日)とした。そして、この方針は

表1：1904年までの
院児の進路

教師	2
学生	18
農業	33
商業	24
靴工	2
大工	1
活版職	43
鉄道員	11
写真師	2
兵士	2
看護婦	4
下女	20
米国移住者	11
朝鮮移住者	1
合計	174

1900年に「第五 手芸教育／在院中は毎日午後男子は活版部或は理髪部に於て女子は裁縫部に於て手芸教育を授く」²⁴⁾とまとめられた。つまり、男子は活版や理髪を、女子は裁縫と手芸を中心に職業訓練を受けていた²⁵⁾。

職業訓練と進路の若干の違いにともない、院では選抜がなされた。この点に関わって、石井は当初から、能力に応じた進路に就くべきと考えていた。「孤児の教育は年齢を定むるを要す而て大抵十四五才に至れば各々に其の才能に応じて各自好む所ろの職業に就かし

めざる可らず」(1887年7月10日)。この各自の才能、すなわち能力に応じて職業に就かせる考えは、前期を通じて一貫していた。そして、1901年に石井の能力主義は「児童鑑識法」とまとめられた。児童鑑識法とは「遺伝、頭相、嗜好」から総合的に「各自の天性を鑑識し」、「其児童の将来の目的を定め」るものであるが、「本人の希望に反して命令するのではございません」と留保があった。ただし、「多数の孤児の中で特に成績の衆児も秀でて居る者の父母祖父母を調べて見ますれば必ず身分教養のある人です」と指摘していたように²⁶⁾、石井は院児の生育歴がその後を左右するとも考えていた。

以上の職業訓練と選抜のなかで、院児の進路はさまざまであった。1904年の集計をもとに、設立から当時までの院児の進路をまとめたのが表1²⁷⁾である。この表によれば、教師(男子)、学生(男女不明)、看護婦(女子)の24人(約14%)が中等教育を受けていた。ただし、海外移住者には中学校退学者もいた²⁸⁾。それ以外の男子は、農業よりもそれ以外の職業(85人)が多かった。そのうち活版職が最も多いのは、附設の活版事業があったためであり、職業訓練から直結しない職業(職人や俸給職、下級の軍職)に就く者もいた。そして、中等教育を受けない女子は「キリスト教信者の家族」(同上8月9日)の下女となった。また当時、24人の女子は結婚し、家事や子育て

に従事していた(7人は卒院男子と結婚)。以上のように前期の進路は、男女で異なるとはいえ、中等教育に開かれた多様なものであった。

(3) 近代的孩子も救済事業の誕生

前期岡山孤児院では、養育が性別役割分業に基づく大家族のなかで女性職員と曹長制度によってなされた。また、子どもは普通教育ののち、能力に応じた選抜を経て、職業訓練と中等教育を含む多様な進路についた。これは当時の子ども救済制度とは異なっていた。院設立前後の時代には、近世から続く棄児養育米制度²⁹⁾や1874年に始まる恤救規則という子どもに食料給付する形態の救済制度があった。そのなかで、石井はこれらの食料給付制度とは異なる養育と教育の形態の子ども救済事業を展開した。すなわち「共同体からの家族の自立」という近代化の過程のなかで³⁰⁾、院は共同体からも家族からも排除された子どもを、擬似家族と学校のなかに包摂した。このように岡山孤児院は、擬似家族による養育と学校教育をしていた点において、日本における近代的孩子も救済事業の誕生を象徴づけるものであった。

2節 後期岡山孤児院における家庭と学校

(1) 後期岡山孤児院における擬似家庭の形成

1905年から、石井が理想とする家族像が変化し始めた。それは、家族生活のなかで教育することと家族と学校の連携という二つの変化に象徴され、つぎの引用に示されている。「所感・教師と主婦とをもて「岡山孤児院教育会」を組織し学校と家庭との連絡を図り大に児童教育上に奮闘せんから」(1908年2月8日)。つまり、前期の大家族と婦人が、後期には家庭と主婦に置き換えられ、擬似家庭にいる主婦は教師とともに、教育の責任者とされた。この家庭とは1890年頃に形成された言説であり、「よき母親」としての「主婦」がその中心的な役割を担うというものであった³¹⁾。このように前期から後期への家族像の変化とは、性別役割分業に基づく「大家族」という特徴を引き継ぎながら(実際、石井が院内唯一の「お父さん」であることは変化しない)、家庭の中心に教育の責任を負う主婦がいるという家族像への移行であった。こうして後期では、女性職員が擬似家庭の中心的な役割を担うことになった。

以下では、後期岡山孤児院において、家庭が規範

となる過程を明らかにする。まず、院では曹長制度を改めて、各戸に主婦や保母という役職の女性職員が配置された。「所感保母一人に十人の子供をせわせしめよ 伍長を付するは不可なり曹長をして無責任に陥るが故なり」(1908年1月4日)というように、曹長制度では曹長が責任を負わないとみなされたため、各戸の子どもの責任を一手に引き受ける女性職員が子ども十人につき一人配置された。こうして家族が小規模になるのにもとない、女性職員と子どもとの関わりも変容した。第一に、子どもは前期では石井の妻(品子や辰子)だけを「おかあさん」と呼んでいたのに対して、後期の家庭では、「主婦を「おかーさん」と呼ぶ」³²⁾こととされた。

第二に、後期では男女別に月に一回、身体検査がなされ、子どもの健康状態からその精神状態の把握が試みられた。「(所感) 最良の児童研究法は体重表と教育とを比較研究することなりと云ふことを発見せり」(1908年3月12日)。つまり、石井は健康と教育の成果が関係しているという考えに至った。さらに「(所感) 児童の健不健は全く主婦の人格に比例す」(1907年2月2日)というように、主婦の人格が子どもの健康を左右すると考えられた。こうして主婦は、子どもの健康への責任も負うことになった。

そして第三に、子どもは食堂ではなく、各戸で主婦と食事をするようになり(1905年11月28日)、さらに食事の場でも教育の機能が求められた。「理想的炊事場と食堂とは児童教育の秘訣也之れより大に此の点を改善を図らざる可らず」(1908年3月8日)。また、変化は日々の食事だけではなかった。前期からなされていた、入院したばかりの子どもに満腹まで食べることを許可する「満腹主義」という実践は後期でも続いたが、さらに石井は教育のために「新満腹主義」を考案した。「新満腹主義とは一週間に数回間食を与ふるの言いなり……此の心の解ける事が教育上一番大切な事……愛情は口より入る」³³⁾。つまり、「新満腹主義」という間食によって、子どもの心を打ち解けさせ、愛情を形成することが教育上、重要とされた。以上のように子どもの健康管理や教育効果、愛情の形成のために、子どもの日常生活のあらゆる場面が教育の機会とされ、その責任者としての主婦の役割がより重視されたのである。

こうしたより重い職責が課せられた主婦には、前期以上に厳しい資格が要求された。人材不足が解消され始めた後期には、徐々に石井は主婦に相応しい

と考える女性を選ぶようになった。1906年には、「主婦の資格は別段六ヶ敷注文はありません只普通教育を受けたる身体強健な人で二十歳以上四十五歳以下であればよい」³⁴⁾としていた。しかし、石井はその後、1910年11月21日の感化救済事業講習会実験談では、学歴や健康、年齢以外の条件も報告した。第一に「余り難儀をしたことがない人」であり、その理由は「実際あまり難儀に逢ふた人の同情心は麻痺するから[子どもに]温かくない」ためであった。第二に、未婚者か子育て経験のある未亡人が望ましいとされた。なぜなら、既婚者で子どもがいると、実子と院児を差別する可能性があるとして石井が考えたからである³⁵⁾。後期の院では、普通教育修了の学歴と健康、年齢に加えて、この二点に注意して主婦を採用した。

こうして採用された主婦は、四つの「資格」を身につけるように求められた。それが「早睡早起」、「共炊共食」、「不変不動」、「児童中心」である³⁶⁾。すなわちこれは、朝から夜までうろうろすることなく子どもと寝食を共にし、子どもを中心に考える主婦を表している。主婦の資格のひとつに子ども中心という概念があったことは、近代家族研究が明らかにしてきた特徴のひとつ、子ども中心主義とも合致する³⁷⁾。以上のように後期の擬似家庭における養育は、厳しい資格が求められた子どもの責任者として、子ども中心に考える主婦によってなされていたのである。

(2) 後期岡山孤児院における学校と教育

後期には、普通教育修了後の進路も明らかに変化した。「所感 一、十二才まで小学校に於て普通教育を施し 二、十三才より男子は農工商家に奉公せしめ 女子は裁縫専修科にて修業せしめ 十五才より良家庭に見習のため奉公せしむ可し」(1909年4月25日)。つまり男女児ともに中等教育を受けなくなり、男子は農工商家へ奉公し、女子は下女ではなく、「よい家庭」に奉公するようになった。

同時に、男子の進路の傾向も変化した。石井は先の感化救済事業実験談において、「只今二百三十人の者を農家へ奉公さして居りますそれから京阪神に三十人其他段々東京邊にも来て居りますが、唯今六十人程度商工業家に奉公しております」³⁸⁾と述べた。すなわち、前期にも農工商家はあったが、後期には男子の八割程度が農家に奉公していたのである。

また、男子の進路として農業が多数を占めた背景には、都市に奉公した院児の盗みや逃走という問題

があった。そのため、石井は都会の誘惑に負ける院児をそこに奉公させないようにした(1905年9月1日)。こうした経緯もあり、1907年6月15日に事務所が大阪に設立され、都市への奉公の斡旋と監督が行われ、そして農業、特に石井の故郷に近く、前期から開墾していた茶臼原(宮崎県)への奉公が一層、進められた(1910年1月23日)。

他方で、女子の進路にも変化があった。本項冒頭の引用(1909年4月25日)にあるように、女子は普通教育と裁縫教育ののち、15歳で「よい家庭」に限って奉公をするようになった。ただし、家庭での奉公に向けた訓練は、院内の生活を通じてなされた。それは、家庭を規範とした家族生活への移行が「世帯の稽古」³⁹⁾をさせるために、将来、家庭を担う主婦になる女子を優先してなされたことからわかる。こうして女子は、裁縫教育だけでなく、院内での家庭生活を通じてその役割を学ぶことになった。

また先の実験談では、家庭での奉公について次のように述べられた。すなわち、院で「よい家庭」を調べておき、女子に「嫁入りするまで」、「給金を溜めて」置きながら、「嫁入り仕度をさせる」。その後、多くの卒院女児は25歳から30歳になって「嫁入支度」ができていると、農業や商業で独立していた25歳頃の卒院男児と結婚した⁴⁰⁾。つまり、女子には普通教育と裁縫教育から家庭での奉公を経て、結婚に至るまで、進路の選択肢が全くなかったのである。

さらに、選抜方法も変化した。「所感・小学校にて学年試験をして進級せしむることは不自然なりただ毎日個人本位にして各自の能力に応じて教へ込む可し個人的に進級せしむべきなり」(1907年12月8日)と、個人の能力に応じて進級が判断された。また、男子は「〔農業的〕のもの」と「〔商業工業的〕のもの」(1908年8月16日)に分けられた。そのなかでも商工への奉公は、「優等生」が行くことになった(1908年8月9日)。このように男子だけは、個人の能力や適性に依りて選抜されるようになった。

(3) 後期岡山孤児院の理想—農業と家庭という理想を架橋する『エミール』—

後期岡山孤児院の養育と教育は、上記のような変化を遂げた。すなわち、養育は厳しい資格を求められた主婦を中心になされ、その家庭生活は教育の場に変化した。また、男子は個人の能力や適性に依りて農業か商工業への進路が決まり、全ての女子はよ

い家庭への奉公が決定づけられた。後期岡山孤児院は、擬似家族による養育と学校教育が続いているとはいえ、擬似家族と女子の進路については家庭が規範とされ、男子の進路は農業に偏ることになった。

これまでの研究では、擬似家庭への移行に限って、1905年4月からのイギリスの孤児院の情報の受容によって生じたと説明されてきた⁴¹⁾。また、茶臼原に移転し、農業を重視するようになった背景には、茶臼原では岡山よりも半分の費用で運営ができるという経済的・財政的要因もあった⁴²⁾。しかし、それらの要因だけでは、農業と家庭が男女児の進路の理想とされたことが統一的に理解できない。そこで、養育と教育の変化の別の要因として、石井によるルソーの『エミール』の読解を検討する。

石井は前期の1894年に『エミール』を知り、それを模範として茶臼原に移転し、農業教育を試みるが⁴³⁾、同年の院内でのコレラ蔓延による失敗を理由にそれらを取り止めた。そして、1899年には「予はルソーエミールを読んで以来教育の方針を誤りたることを悔ゆ」(10月13日)と反省するに至った。しかし、後期の1905年には再び、「田舎でなければ誠実剛健なる青年を造ることは出来ぬ・理想的の教育はああ真に『エミール』教育なるかな」(2月14日)と敬重し、理想的な教育のモデルとして『エミール』を位置づけた。さらに、「エミール」と「ソフィー」を男女児の理想像とみなすようになった。「大阪城にて孤児と金とを集め之れを茶臼原に送りて『エミール』教育を施し(理想的の農夫を造り)理想の国を造らん」(1908年12月31日)とあるように、男子の理想像は「農夫」であった。これに加えて、院児同士の結婚について「(所感)之れ真に『エミール』と「ソフィー」との結婚式に御座候 予は実に感謝に堪へざるなり」(1910年2月9日)というように、エミールとソフィーが石井の理想の夫婦であった。

ただし、石井の読解は『エミール』の完全な模倣ではなく、独自なものであった。そもそも、ルソーが書いたエミールは「農夫」にはならない。石井が読み込んだのは、自然の中で力強く育つエミールと良き妻となるソフィーであり、「農夫」は彼自身が付け加えていた。このような読解に表れているように、石井が思想的な基盤のひとつとした『エミール』は、農業と家庭という理想を架橋するものであった。

3 節 岡山孤児院から大阪事業への移行

本節では、岡山孤児院と大阪事業への移行と両者の連続性を明らかにする。院設立当初から石井は、伝道や募金の拠点、子どもの救済が必要な地域、院児の就職先として大阪に注目していた⁴⁴⁾。しかし、日露戦争以後、貧困家族が世帯を維持し始めるにつれて⁴⁵⁾、貧困のなかに置かれた子どもが増えたため、家族と生活できない子どもへの活動だけでは不十分な状況が生じた。そうした状況の1909年7月、石井は保育所と夜学校という貧困家族の子どもを対象にする大阪事業⁴⁶⁾を始めた。なお本節では、主な史料として、高塚甲子太郎 [1897年から院附属尋常高等小学校校長]編『明治四十三年度 岡山孤児院年報』(1911年、岡山孤児院、石井も編集に関与、1981年、復刻版、石井記念友愛社)も参照し、『年報』についても、本文中の括弧内に頁数を表記する。

(1) 家族の問題としての保育所と夜学校

1909年に始まる大阪事業は、主に保育所と夜学校を運営していた。同年7月の「愛染橋保育所規定」の目的には、「当所ハ兒女多クシテ家計困難ナル労働者ノ為メニ其兒女ヲ預リテ昼間保育ヲナシ傍ラ附近児童ニ夜学ヲ授ケ」と掲げられた⁴⁷⁾。この「家計困難ナル労働者」、すなわち貧困家族の子どもが保育所と夜学校の対象であった。また、1910年度の『年報』には、その目的がより簡潔に「必要の場所に保育所幼稚園及び夜学校を設け貧児の保育並びに教育を為す」(『年報』内表紙)と掲げられた。この二つの目的によれば、『年報』にある「必要」とは具体的には貧困であり、大阪事業は貧困の結果、大人と子どもが労働していることに対処していたのである。

このように大人と子どもの貧困と労働の問題が関わっていた保育所と夜学校の設立経緯と運営には、孤児院における思想と実践との関連が見られた。それは、家族観に関連する三つの側面が示している。

第一に、保育所設立の経緯にも親子の愛情が重視されていた。まず、「孤児院では多年の経験に斯る貧児を収容するといふことは自然の愛情を中絶し其結果はどちらも不利益に終る」と考え、1908年から「自然の愛情」の中絶を理由に、貧児を収容しない方針を取っていた。しかし実際には、「手足まといになる子供を連れて働くには働けず稼がねば食はれぬといふ貧民の有様ほどみぢめものはありませぬ」とい

うように、子どもを連れていたために働くのが難しい都市貧困層がいた。このような事態に直面して、石井は「どうか親子自然の愛情を遮断せず且つ一面では親たる人の生業をも扶助するといふ良法はあるまいか」と考え、「茲に昼間だけ子供を預り後顧の患なく労働に従事することのできる貧民幼稚園でもあり又一種の生業補助機関でもある保育所といふものを設立することとなつた」(122頁)。ここに親子の「自然の愛情」という表現があるように、「新満腹主義」に表れた愛情を重視する後期の考えが保育所にも引き継がれていた。すなわち、この考えをもとに、石井は親のいる貧児の孤児院への収容をやめ、親子の愛情を遮断せずに、親の労働を補助する機能を持つ保育所を設立するに至ったのである。

第二に、保育所の実践にも家族の規範が導入されていた。当時の幼稚園や岡山孤児院でも用いられた「保母」という呼称は、保育所でも使われた。これは家族のメタファーの現れである。さらに、家族の規範はその職名に留まらず、実践における保母の呼び名にも表れた。当時の保育所の状況は、1910年12月3日の大阪毎日新聞記事「子供の天国」に「子供は福井女史 [主任保母] をおばちゃん今一人の若い先生 [保母] をおねいちゃんと呼んで情味が溢れて居る」(125頁)と記された。つまり、孤児院では院児に石井の妻や養育担当の主婦を「おかあさん」と呼ばせていたのに対して、保育所では、多くの場合、実際に母親がいた幼児に、保母を「親族・きょうだい」のように「おばちゃん・おねいちゃん」と呼ばせていた。このように保育所には、孤児院と同様に、保母という職名に留まらず、その実践にも家族の規範が反映されていたのである。

家族を規範とする二つの事例とは異なるが、第三に、夜学校や保育所は貧民窟やそこに住む家族を問題視して、その改善を意図していた。『年報』によれば、貧民窟は「衛生も風儀も至つて醜悪」であるため、保育所は「この中にたちて聊か貧民窟の改善を計り不幸なる人々の同伴となつて見たいといふ抱負を持つて」(123頁)運営されていた。

さらに夜学校は、保育所よりも改善の意図が強かった。貧民窟に住む子どもは学校に通わず、子守りや留守番に従事したり、工場で働いていたりするため、その境遇がつぎのように捉えられた。「彼等の境遇は教育は受けられず、さればとて工場の悪風には感染するふしだらなる家庭の悪感化は受けるおま

けに小さい^{うち}中から金銭の使途は覚える、言はば罪悪の中に生れ罪悪の中に育つといふ極不仕合な状態にあるのであります」(130頁)。つまり、石井は「悪風」のある工場や「ふしだらな家庭」のなかで育つ状況を問題視していたのである。

この風紀問題への対処は、社会改良の視点によって正当化された。『年報』では「予防の一オンスは治療の〔一〕ポンドに優る」という言葉を引用して、つぎのように述べられた。「実際最早悪人化せる成人を遷善感化することは未だ善導教化の望充分なる幼年者を教育することに比し余りに気骨が折れて然もなかなか効果があがらない」。つまり、子どものほうが大人よりも教育効果が大きいとされ、これが「我孤児院が大阪最大の貧民窟中に保育所と並立して子供の為の夜学校を設立した理由」であった。また、「無教育より来る必然の罪悪を未発に防ぎ且つ社会改良事業の一助たることを得ば大なる幸福とする所であります」(131頁)とも添えている。このように夜学校は子どもに教育をする事業であるため、より社会改良の側面が重視されていたのである。

そして、貧民窟の改善を目的としていた保育所と夜学校では、ともに親に注目した実践がなされた。まず保育所では、「年に三回位親の会を開きまして或は活動写真なり蓄音機なり種々興味のある催しをいたしまして一面には娯楽を与え一面にはかかる機会を利用して何かの訓話を試むるなど兎も角向上発展の刺激を」(126頁)与えていた。すなわち、保育所は親の会と活動写真や蓄音機を用いた催しで、娯楽とともに訓話を行い、親の道徳の向上を図っていた。

夜学校でも、同様に活動写真会が行われた。たとえば、1910年12月13日には「午後六時半より愛染橋夜学校に於て生徒並に父兄を集めて活動写真会」(141頁)が開かれた。さらに夜学校では、子どもの道徳の改善が貧民窟の改善にもつながると捉えられた。「〔設立〕最初の三四箇月は入学児童の行状頗る乱暴でありまして踊る、跳る、打つ、泣く、猥褻の歌うという有様」であった。ただし、受持ち教師が「管理や統御」に苦心した結果、「一種の校風様のもの」もできて、今では「乱暴なる児童が入学」しても知らぬ間に「この風紀中に同化される」ようになった。そしてこの教育効果は、家族の改善にもつながった。「児童の上のみにみまらず尚ほこれと接触する父母兄弟のうえにも及び別けて唱歌の一首が卑猥なる俗謡を駈りて幾分にも貧民窟周囲の気風を高尚な

らしめつつある」(135頁)。夜学校で教えた唱歌が貧民窟の「卑猥な俗謡」を駆逐したように、子どもへの教育は貧民窟の風紀も改善していた。

このように一方で、保育所には親子の愛情と施設内の家族の雰囲気重視する思想と実践が岡山孤児院から継承されていた。他方で、保育所と夜学校はそうした家族の規範から隔たりのある貧民窟の風紀や親の道徳を問題にして、その改善を図る実践がなされていたのである。

(2) 岡山孤児院との関連

石井は、以上のように理想の家族像や家族に関わる問題という点では、保育所と夜学校を孤児院と連続して捉えていた。そのため、石井は孤児院も大阪事業も統一して理解していた。先にみた『年報』の「目的」に掲げられていたのは、保育所と夜学校の目的だけではない。その直前に、孤児院の目的が「天下無告の孤児を收容し其父母に代りて之を教養し独立自活の良民たらしむ」と規定されていた。このように石井のなかでは、孤児院も保育所と夜学校も両立して運営可能なものであった。

さらに『年報』発行から二ヶ月後、岡山孤児院と大阪事業は、一つの関係に集約された。石井は1911年10月9日、「大阪事務所の使命」として、つぎのように『日誌』に記していた。

[都市奉公児の斡旋と監督の事業からかぞえて] 満五年後の今日漸く大阪事務所の使命が明白になった 即ち児童中心の貧民窟救済之れなり 一、孤児を救済して岡山或は茶臼原に送ること 二、必要の場所に夜学校、保育所を設立して貧児の保育、教育をなすこと。(1911年10月9日)

ここで石井は、大阪事業の使命を「児童中心の貧民窟救済」と位置づけた。その使命は一方では、貧民窟にいる孤児を救済して岡山や茶臼原の孤児院に送ることとされ、他方では、必要とされる場所に夜学校と保育所を設立して貧困層の子どもの教育と保育をすることとされた。すなわち大阪事業の役割は、「児童中心の貧民窟救済」という宣言によって、より強く孤児院の事業と結びつけられたのである。

石井はその後、明確にこの宣言の意味を説明しないが、ここには二つの意味があったと考えられる。ひとつは、「救済」という言葉を用いたことである。

石井は貧民窟にいる「孤児を救済」することも、その貧児を二つの施設で「保育と教育をなすこと」も、「救済」という言葉で統一的に理解していた。この統一的理解は、子ども救済事業も運営してきた石井に特有であったといえる。なぜなら、1910年代に流布し始めた「児童保護」を推進する論理は、子ども救済事業が擬制的な家族を構成するに過ぎないゆえに、それを批判するものであったからである⁴⁸⁾。また、そこでは「児童保護」という言葉で語られ、子どもの「救済」という言葉はほとんど使われない⁴⁹⁾。この二点と比較して、石井が運営する子どもの救済と保護の事業をともに「救済」という言葉で意味づけたことは、当時の日本で特有のものであった。

もうひとつは、後期でも使われた「児童中心」という言葉が用いられたことである。子ども中心の「救済」活動を「使命」と強調する点では、後期の子ども中心の考えがここにも継承されていた。

ただし、この宣言にはさらに二つの意味が含まれていた。第一に、この間、大阪事業が行っていた他の活動の比重を下げるようになった。大阪事業では、保育所と夜学校だけでなく、「田舎から出て来て大阪中に知るべ無き人々の為に職業紹介を為し尚施療紹介、代書、代読其他種々の相談相手になる事を致しなどして大阪市の下層社会の人々の為に働く事」(15頁)を続けてきた。そのため、先の宣言には、貧民窟の大人を対象にした活動よりも、子どもの問題に専念することも含意されていたといえる。

第二に、前項でみた家族への関わりが、この宣言では十分に意識化されていない。実際には、保育所と夜学校は子どもだけでなく、家族にも密接に関わっていた。それにも関わらず、この宣言にはこれらへの言及がない。この二つの側面から、子ども中心主義に根差したこの宣言には、家族を問題として社会改良を図る思想を、意識化させないという意味が含まれていたと考えられる。

このように大阪事業の展開には、石井が家族を問題化する際に、孤児院と同様の家族像を理想とした点で連続性が見られた。しかしながら、石井は晩年に子ども中心の救済を宣言するなかで、家族を対象に含めて社会改良を進める思想が十分に意識されることがなくなった。すなわち、石井の晩年の思想は、岡山孤児院と大阪事業を統一的に捉えつつも、子ども中心主義に流れたため⁵⁰⁾、社会改良の視点が弱くなっていく傾向を孕んでいたのである。

おわりに

前期岡山孤児院での養育は、性別役割分業に基づく大家族のなかで、女性職員と曹長制度によってなされていた。また、子どもは普通教育ののち、能力に応じた選抜を経て、職業訓練か中等教育を受けた。その進路はジェンダーによる差があったとはいえ、中等教育を含む多様なものであった。このように岡山孤児院は、設立当初から擬似家族による養育と学校教育を施す近代的子ども救済事業であった。つづいて、後期になると、養育と教育がともに変化した。後期では、主婦という女性職員が中心的役割を担う擬似家庭のなかで養育が営まれた。また、院児の進路は男女ともに中等学校への進学がなくなった。すなわち、男子は農業が中心となり、女子はよい家庭への奉公に限定された。そしてこれらの変化は、石井が家庭と農業を架橋する『エミール』を理想としたことに象徴されていた。最後に大阪事業を検討した。保育所と夜学校の設立経緯と運営においては、一方で、親子の愛情と施設内の家族の雰囲気重視する思想と実践が孤児院から継承され、他方で、その家族の規範から離れた貧民窟の風紀や道徳を問題にして、その改善を図る実践がなされた。さらに、石井は大阪事業の使命を「児童中心の貧民窟救済」と宣言して、子どもを中心とする救済と保護の事業を統一的に理解していたのである。

岡山孤児院と大阪事業の事例が示すように、近代日本の子ども救済事業から子ども保護事業への展開には、その間に家庭を規範として、子どもを中心に位置づける再編があったにせよ、一貫して家族と学校をめぐるものであるという連続性があった。従来、子ども救済事業から子ども保護事業への、あるいは慈善事業から社会事業への転換だけが強調される傾向があった。しかし本論が明らかにしたように、むしろ、子ども救済・保護事業はその内部の容容と連続性の両面においてこそ、よりの確にとらえられる。

もちろん、本研究には、実証のうえでも残された課題は多い。ただしその課題は、本稿が試みたように、家族や学校だけでなく、子どもの福祉に関する諸施設を含めた、一連の諸関係の意味を明らかにするものでなければならない。言い換えれば、今後、私たちが明らかにすべき課題とは、近現代の子ども観が家族、学校、福祉のシステムのなかでどのような

に意味づけられたのか、またさまざまな子どもと大人が今日まで続くその関係の堪えざる変容のなかでどのように生きてきたのかということである。

注

- 1) 石井十次：日向高鍋藩の下級士族の家に生まれる。病気にかかった時に看てもらった医者の影響を受けてキリスト教を信じ、医者を目指す。1882年8月、岡山医学校に入学し、在学中、孤貧児に出会ったことを契機に、1889年に退学し、子ども救済事業に専念する。
また、社会史研究の観点から子ども救済と子ども保護を定義すれば、子どもが家族と暮らすか暮らさないかの違いだが、より詳細にはつぎのようになる。それぞれ、家族から排除された子どもの救済活動（主に孤児院）、年少の子どもを預かること、あるいは働く子どもに教育を提供することによって、大人（特に母親）が働く機会と働く子どもの教育機会を保障し、家族を維持する活動（たとえば保育所や夜学校）である。
- 2) 池田敬正『日本社会福祉史』法律文化社、1986年。池田以前には吉田久一が時期区分を提出していたが、ほぼ同型である（39頁）。
- 3) 古川孝順『子どもの権利—イギリス・アメリカ・日本の福祉政策史から』有斐閣、1982年、9頁。
- 4) 金澤周作『チャリティとイギリス近代』京都大学学術出版会、2008年、9頁、註の395頁。
- 5) Cunningham, Hugh, *Children and Childhood in Western Society Since 1500*, 2nd edition, Longman, 2005, Chapter 6, "Saving the children, c.1830-c.1920".
- 6) 平塚眞樹「日本における子ども「保護」の制度化と「子どもの権利」」『社会労働研究』39、40巻、1992、1994年、鈴木智道「戦間期日本における家族秩序の問題化と「家庭」の論理—下層社会に対する社会事業の認識と実践に着目して」『教育社会学研究』60号、1997年。なお、これらの研究へは、子ども保護事業や貧困家族の実態や心性が明らかにされないとする教育史家からの批判もある（吉長真子「1910-1920年代の児童保護事業における母親教育—岡山県鳥取上村小児保護協会の事例から」『日本の教育史学』42巻、1999年、沢山美果子「保護される子どもの近代—「捨子」からみた近代社会の展開」佐口和郎・中川清編著『福祉社会の歴史—伝統と変容』ミネルヴァ書房、2005年、沢山美果子『近代家族と子育て』吉川弘文館、2013年に所収）。
- 7) Donzelot, Jacques, *La police des familles*, Minuit, 1977.（『家族に介入する社会—近代家族と国家の管理装置』宇波彰訳、新曜社、1991年。）アリエスの心性史研究やフーコーの統治性研究を統合した初期の研究に位置づくドズロは、このことを端的に「家族は、社会的なものの女王であると同時に、その囚人である」と表現した（7頁）。
- 8) Gittins, Diana, *The Family in Question: Changing Household & Familiar Ideologies*, Macmillan, 1985.（『家族をめぐる疑問—固定観念への挑戦』金井淑子・石川玲子訳、新曜社、1990年、232-235頁。）
- 9) フィリップ・アリエス『〈子供〉の誕生—アンシャン・レジーム期の子供と家族生活』杉山光信・杉山美恵子訳、みすず書房、1980年（原著1960年）、386頁。ただしこの引用文の原文と英訳を確認し、「家庭」ではなく「家族」と訳出した。
- 10) 武田清子『土着と背教—伝統的エトスとプロテスタント』新教出版社、1967年、89-94頁。
- 11) 細井勇『石井十次と岡山孤児院—近代日本と慈善事業』ミネルヴァ書房、2009年、168-170頁。
- 12) 太田素子「石井記念愛染園における『幼稚園』と『保育所』」『保育政策研究』1号、1980年、宍戸健夫「石井十次と石井記念愛染園の研究」『人間教育の探求』13号、2000年。
- 13) 『石井十次日記』とは、石井が1882年から亡くなる前年1913年まで書き残した日記。本稿では、石井の孫にあたる児嶋城一郎氏によって、1956年から1983年の間に翻刻された『日記』を用いる。また適宜、石井十次資料館所蔵の史料（一部は翻刻された『日記』に挿入）、関係者執筆史料も参照する。史料については細井、前掲書、10-22頁を参照。また『日記』は近年、歴史学者によって丁寧で紹介されている（千葉功編著『日記に読む近代日本—明治後期』吉川弘文館、2012年）。
- 14) 孤児教育会『明治二十年度孤児教育会年報』1888年8月（細井勇・菊池義昭編『岡山孤児院関係資料集成』不二出版、2009年）。
- 15) 家族という言葉自体、幕末以降に使われ、1880年代後半に定着した（広井多鶴子「〈家族〉のはじまり—家族ということばはいつ使われるようになったのか」広田照幸編著『〈理想の家族〉はどこにあるのか？』教育開発研究所、2002年）。
- 16) 石田祐安編『岡山孤児院』1895年3月、60頁（細井・菊池編、前掲書）。
- 17) 柿原政一郎〔院支援者〕『岡山孤児院の過去及現在』岡山孤児院事務所、1915年、26頁。

- 18) 『岡山孤児院概則』1891年(『日誌』1891年3月25日の貼付け資料)。
- 19) 同上。
- 20) 石井十次『岡山孤児院』1898年(『日誌』1898年、編者挿入史料、678頁)。
- 21) 院外活動をしているときを除いて、多いときは毎日、少ないときには週に一度ほどである。
- 22) 石井十次『新刊 岡山孤児院』岡山孤児院、1900年4月、32頁。
- 23) 森上信[院事務職員]編『岡山孤児院』岡山孤児院活版部、1904年2月、166-167頁(細井・菊池編、前掲書)。
- 24) 石井、前掲書、1900年、2頁。
- 25) 職業訓練を受ける年齢は、時期によって違うが、森上編、前掲書によれば、通常の学齢よりも二年遅れの満8歳で初等教育を受ける尋常三年生(10歳)以上に始まり、6年間(尋常小学と高等小学を各3年)の初等教育が終わる満14歳(15歳になる)までである。
- 26) 『岡山孤児院新報』52号、1901年2月10日(『日誌』1901年、編者挿入資料、151-153頁)。なお、岡山孤児院の機関誌『岡山孤児院新報』からの引用は原本を確認した。
- 27) 森上、前掲書、126-128頁。本稿で扱う進路は、前期・後期を通じて、一時的な入院児、死亡児や逃亡児、石井が『日誌』で「低能児」と記していた障害児を除いた数と推定される。また、註25で述べたように、卒院年齢は満15歳であった。これは設立時の「孤児教育会概則」と変わらない。加えて、中等教育の進学には、院から通学する場合と院外から通う場合がある。いずれも同情家からの学資貸与を受ける者が大半であり、同志社普通学校に通う二名は活版所で働き、その他の補助なしで勉学していた(181-182頁)。
- 28) たとえば、三人目の孤児は1899年3月に小学校を卒業し、私立関西中学校に進学し、三年級にて退学。活版部で働き、後にニューヨークの『日刊新聞』日米社に就職(同上、116-117頁)。
- 29) 細井も孤貧児教育を理由に、棄児養育米制度との相違を指摘している(前掲書、第1章)。
- 30) 小山静子『子どもたちの近代—学校教育と家庭教育』吉川弘文館、2002年、45-46頁。
- 31) 牟田和恵『戦略としての家族—近代日本の国民国家形成と女性』新曜社、1996年、70頁。
- 32) 岡山孤児院『岡山孤児院一覧』1909年4月(『日誌』1909年、編者挿入史料、巻末)。
- 33) 『岡山孤児院新報』133号、1907年11月15日(『日誌』1907年8月6日、編者挿入史料)。
- 34) 『岡山孤児院新報』118号、1906年8月15日(『日誌』1906年7月31日、編者挿入史料)。
- 35) 石井十次「本院の経営状態と教育上及養育の方針」『第二回第三回感化救済事業講習会実験談』内務省地方局、1911年、44-45頁。
- 36) 同上、46頁。
- 37) 落合恵美子『21世紀家族—一家族の戦後体制の見かた・超えかた』有斐閣、2004年、第3版、103頁。
- 38) 同上、31頁。
- 39) 『岡山孤児院新報』107号、1905年9月15日(『日誌』編者挿入資料、217頁)。
- 40) 石井、前掲、1911年、34頁。
- 41) 高松誠・三上邦彦「岡山孤児院における家族制度導入の背景—バーナードホームの影響から」細井勇代表『岡山孤児院におけるネットワーク形成と自立支援に関する総合的研究』2010年。
- 42) 高塚甲子太郎『明治四十三年度岡山孤児院年報』1911年、岡山孤児院、3頁。
- 43) 姜克實『近代日本の社会事業思想—国家の「公益」と宗教の「愛」』ミネルヴァ書房、2011年、69-74頁。
- 44) この経緯については、永岡正己「石井十次と大阪事業の展開」室田保夫・田中真人編『石井十次の研究』同志社大学人文科学研究所、1999年、308-314頁を参照。
- 45) 中川清『日本の都市下層』勁草書房、1985年。
- 46) 設立当時、「友愛社」の名称で始まった大阪事業は、1909年12月に「岡山孤児院附属大阪分院」と名称を変える。本稿の「大阪事業」の表記は『年報』(12頁)に基づく。
- 47) 友愛社『友愛社社則』1909年7月。
- 48) 鈴木は感化院への批判を事例にこのことを指摘している(前掲論文、11-13頁)。
- 49) 当時の子どもの「救済」に関わる用例は、おおむね日露戦争後に内務省が推進した「慈恵救済」と訳書で使われた「児童救済」である。ただし、それらも石井が用いてきた文脈とは異なっている。
- 50) この点は別に検討を行う。ひとまず、小玉重夫『シティズンシップの教育思想』白澤社、2003年、第11講「児童の世紀とユートピア主義」を参照。

付記：宮崎県石井十次資料館の史料調査に際しては、石井記念友愛社の児嶋草次郎氏にご配慮を賜り、また菊池義昭氏、細井勇氏をはじめとする岡山孤児院研究会の方々にご協力を頂いた。ここに記して、謝意を表したい。また本稿は、平成23-25年度日本学術振興会科学研究費補助金(特別研究員奨励費)に

よる研究成果の一部である。